## 付加給付支給規程

(目的)

第1条 この規程は、組合規約第56条の規定による付加給付の支給手続につき必要とする 事項を規定する。

(付加給付の種別)

- 第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。
  - (1) 訪問看護療養費付加金
  - (2) 家族訪問看護療養費付加金
  - (3) 傷病手当金付加金
  - (4) 延長傷病手当金付加金
  - (5) 出産育児一時金付加金
  - (6) 家族出産育児一時金付加金
  - (7) 出産手当金付加金
  - (8) 埋葬料付加金
  - (9) 家族埋葬料付加金
  - (10) 家族療養費付加金
  - (11)合算高額療養費付加金

## (請求形式)

- 第3条 前条(1)(2)(10)(11)に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支 払基金を経由する訪問看護療養費明細書、診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分に ついては、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養 費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき当該被保険者より請求があっ たものとみなし、付加金を算定し支給する。
- 2 前条(3)~(9)に定める付加金の請求は、法定給付の請求書を受領したとき、被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(支給時期)

第4条 付加金の支給は毎月1回支給する。

(支払い方法)

第5条 付加金の支給は事業主に委任するものとする。

## 附則

第5条の規定は、昭和29年4月1日より実施する。

第6条、第7条、第8条および第9条の規定は、昭和31年8月1日より実施する。

第2条の変更および第3条の削除は、昭和34年4月1日より実施する。

第1条の変更および第10条の削除は、昭和37年4月1日より実施する。

第5条別紙の変更は、昭和50年9月1日から施行する。

第5条の変更は、昭和53年4月分から施行する。(別紙様式については削除)

第1条、第2条、第4条の変更は、昭和59年10月1日から施行する。

第6条の変更は、昭和59年10月1日から施行し、昭和59年10月分から適用する。

第4条の変更は、平成6年10月1日から適用する。

第3条の変更は、平成7年4月1日から適用する。

第1条の変更は、平成8年4月1日から適用する。

この規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。

この規程の変更は、2020年8月1日から施行する。